



# 島根県報

平成19年11月27日(火)

号外第129号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則 (建築住宅課)

### 公布された条例等のあらまし

建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則(規則第99号)

- 1 規則の概要
  - 引用する条項の整理(第3条・第4条関係)
- 2 施行期日
  - 平成19年11月30日から施行することとした。

## 規 則

建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第99号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則(昭和26年島根県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第48条第13項」を「第48条第14項」に改める。

第4条中「第48条第14項」を「第48条第15項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

